

# 令和5年度地域と市長のまちづくり懇談会 高師校区

開催年度回次	令和5年度第6回	開催月日	3月10日	開催校区	高師校区	開催場所	本郷地区市民館
議 題				市の回答			
<p><b>1 ごみ問題について</b></p> <p>(1) ふれあい収集の条件緩和について</p> <p>自らごみを持ち出すことが困難な世帯は、原則として65歳以上又は体が不自由な方の一人世帯で、周りの協力が得られない世帯といった条件のもと、「ふれあい収集」を利用できることとなっていますが、年齢、世帯条件、申請者などについて、臨機応変に対応していただきたいです。他市では長寿介護課や福祉課で受付をしている事例があるようです。また、ふれあい収集でのごみ袋について、指定袋でなくてもいいのではないのでしょうか。</p> <p>(2) 資源化センターへの持ち込みが予約制になったため、町内管理のごみステーションへの不法投棄や非会員のごみの持ち出しが急増し、町内会の管理負担が増大しています。</p>				<p><b>収集業務課</b></p> <p>(1)</p> <p>ふれあい収集は、年齢要件など一定の条件を定めていますが、ケアマネジャーやヘルパー、自治会長、民生委員、家族など対象者の状況をよく知る方からの情報をもとに、現地調査を行うなど対象者の状況を総合的に判断したうえで実施の決定をしていますので、今後も柔軟な運用をしていきたいと考えています。</p> <p>ふれあい収集は玄関先等で戸別収集する制度ですので本市では収集業務課が窓口として担当していますが、福祉事業者等の協力が必要不可欠なことから、今後においても長寿介護課など福祉部局とも情報共有をしていきます。</p> <p>指定袋は分別意識の徹底を図ることを目的として導入されております。ふれあい収集はすべてのごみ種を同じ日に収集するため、もやすごみやこわすごみ、生ごみなど分別して出していただく必要があることから、ごみステーションへの持ち出しと同じ考えで、指定袋によるごみ出しをお願いしているものです。</p> <p>(2)</p> <p>予約制が導入された今年度において、ごみステーションでの収集量や不法投棄の件数に特段の変化はありません。</p> <p>ごみ出しのルール、マナーや自治会未加入の方のごみ出しについて、お困りのごみステーションがあれば自治会と連携して実情に応じて対応させていただきますので、収集業務課までご相談ください。</p>			

開催年度回次	令和5年度第6回	開催月日	3月10日	開催校区	高師校区	開催場所	本郷地区市民館
議 題				市の回答			
<b>1 ごみ問題について</b> (3)ごみステーション交付金の増額算定基準の明確化 自治連合会コミュニティ活動交付金で定められた基準では、町自治会に対し地域活動(環境整備)として、ごみステーション1か所あたり管理等に係る加算500円となっています。現状、ほとんどのごみステーションは民地或いは個人所有の施設を借用しており、毎度の挨拶とお礼、ごみステーション設置費用は町会費からの持ち出しとなっているため、大幅な増額をお願いしたいです。				<b>市民協働推進課、収集業務課</b> (3) 自治連合会コミュニティ活動交付金は、役務の提供に対する反対給付という位置づけではなく、自治会が行う広範な地域活動に対する協力費として、防災訓練や地域資源など各種活動の実施回数や自治会加入世帯数、自治会管理のごみステーション数などにより、自治会ごとに金額を算定し交付いたしております。 本市のごみ収集につきましては、ごみステーションを活用した集合収集という形を用いた市民との協働により効率的な収集ができております。 ごみステーションの設置及び管理に関する協力費の在り方につきましては、まずは市内の民地或いは個人所有の施設を借用されているごみステーションの設置状況を調査させていただき、各町自治会の連合組織である豊橋市自治連合会と意見交換を行ってまいりたいと考えております。			

開催年度回次	令和5年度第6回	開催月日	3月10日	開催校区	高師校区	開催場所	本郷地区市民館
議 題				市の回答			
<p><b>2 プール用地の利活用について</b></p> <p>(1) 児童クラブの新設(統合)及び郷土資料館の設置について</p> <p>ミラまちの発展とともに、高師校区では児童数の増加が見込まれてきた中、児童クラブの活動場所が4か所と複雑化しており、保護者からは送迎及び安全の面など問題提起されています。また、校区の歴史ある先代が残された郷土資料物を展示してきた郷土資料室は令和5年度から廃止されています。</p> <p>使用していないプールを撤去して、跡地を児童クラブや郷土資料館、駐車場の整備など、新たな活用を考えてもらえないでしょうか。</p> <p>(2) 災害時のトイレの水確保について</p> <p>高師小学校のプール付近には災害時のマンホールトイレが6か所ありますが、流すための水がありません。能登半島地震でも生活用水がないためトイレ使用が出来ず排便を我慢するなど、体調悪化と感染症の発症で災害関連死の原因ともなっており、生活用水の確保は待ったなしです。</p> <p>1つの解決例として、校舎屋上からの雨水を常時貯留する設備や打ち込み井戸設備を設置することが考えられます。</p>				<p><b>生涯学習課、教育政策課</b></p> <p>(1)</p> <p>学校プールについては、現在、高師小学校も含め、20校で民間プールを活用した授業のモデル実施を行っており、民間プール施設の稼働状況などを踏まえた上で、実施校の拡大や、プール跡地の利用について検討、実施しています。</p> <p>高師小学校では、令和6年度に南校舎トイレの大規模改造工事を予定しています。その際、工事車両や資材置場スペースを確保する必要があり、大型の工事が重ならないように配慮したため、来年度はプールの解体は実施しませんが、今後、プール跡地の活用について、学校はもとより地域住民にとって、有効的なものになるよう、検討を進めていきたいと考えています。</p> <p><b>防災危機管理課</b></p> <p>(2)</p> <p>マンホールトイレは貯留槽も設けておりますので、災害時に、万が一下水道管が破損した場合でも、防災井戸の水、川の水、そして雨水などにより使用することができます。</p> <p>災害時に活用できるように、継続して訓練を行う必要があると認識しております。</p> <p>トイレに関しましては、災害時に不特定多数の方が使用しますので、使用する一人一人が、他の人を思いやり適切な使用・維持管理に努めることが必要です。</p>			

開催年度回次	令和5年度第6回	開催月日	3月10日	開催校区	高師校区	開催場所	本郷地区市民館
議 題				市の回答			
<p><b>3 災害時の危機管理について</b></p> <p>(1) 指定避難所等の見直しについて</p> <p>高師小学校は第二指定避難所であると同時に応急救護所に指定されていますが、小学校周辺は道路幅が狭く、地震の被災時は車両の通行が出来なくなる恐れがあります。一方、本郷中学校は大型車両でも通行可能な幹線道路(東三河環状線)に隣接しており、搬送時間が短縮できるとともに、医療機関も周辺に5か所立地し、ヘリコプターの発着も可能なことから、緊急時の対応が可能と思われる。本郷中学校を応急救護所とするよう見直していただきたいです。</p> <p>(2) 本郷地区市民館の防災倉庫設置及び浜道地区体育館の位置づけについて</p> <p>地区市民館には防災倉庫がないため、館内2階、3階の小さな納屋に緊急用備蓄品と器具道具などが一緒に入り、イザという時取り出しに困難を生じる恐れがあります。重要な防災拠点という意味で防災倉庫は必要ではないでしょうか。また、豊橋市内にある地区市民館のなかで隣接して地区体育館があるのは本郷地区だけであり、本郷地区市民館が避難所としての機能を有しているのであれば、同じ敷地内で建物が隣接する浜道体育館を避難所として指定すべきではないかと思います。</p>				<p><b>健康政策課、防災危機管理課</b></p> <p>(1)</p> <p>応急救護所は、大規模災害発生時に地域の医療機関が被災等により機能しない場合に豊橋市医師会等と協力のもと応急的に開設する医療救護所となります。</p> <p>大規模地震発生時には、本郷中学校周辺は液状化が予測される地域となり、本郷中学校までのアクセスが難しくなる可能性があります。また、より多くの負傷者が集まる指定避難所であることを考えると、高師小学校での設置が良いと考えております。</p> <p>応急救護所設置場所の見直しに関して、大変貴重なご意見だと認識しております。今後発表される災害時の被害予測等を注視するとともに、関係機関と協議する中で応急救護所の設置場所について引き続き確認してまいります。</p> <p><b>防災危機管理課</b></p> <p>(2)</p> <p>避難所に備える備蓄品に関しては、その施設の中で工夫し収納していただいております。</p> <p>長期に避難を要する場合は、本郷地区市民館など現在指定している避難所を使用しますが、発災時に命を守るために、一時避難場所として浜道地区体育館を使用することは妨げません。</p>			

開催年度回次	令和5年度第6回	開催月日	3月10日	開催校区	高師校区	開催場所	本郷地区市民館
議 題				市の回答			
<p><b>3 災害時の危機管理について</b></p> <p>(3)避難所要員の地域への委嘱について</p> <p>災害時には要配慮者(高齢者、障害のある方、乳幼児、妊産婦等の特に配慮を要する人)が安心して避難生活が送れるよう、避難所に専属の避難所要員が配備できる体制(同じ要員、顔見知りを通じ避難所へ)を考慮する必要があり、配慮の行き届いた避難所を目指すことが必要です。</p> <p>避難所要員の業務を地域自治会(校区市民館及び地区市民館指定管理者制度)へ移行することが適切であると考えます。</p> <p>(4)小学校・中学校体育館、地区体育館への空調設備設置</p> <p>指定避難所である小中学校の体育館は、災害発生時に地域の防災拠点として重要な機能を果たす必要がありますが、空調設備がなく、夏は35度を超える猛暑日が続き熱中症の危険、冬は寒さに耐える日々で低体温症の危険があり、命をなくすリスクが高まります。能登半島地震において体育館等の避難所が劣悪な環境であったことは報道のとおりですが、避難住民の体調管理は第一優先されるべきことと考えます。過ごしやすい環境を整えることは、避難者の心理的・肉体的な負担を和らげ、精神衛生にも寄与します。本郷地区体育館も災害物資作業拠点、一時的避難所としての機能を果たす施設と考えられ、小中学校体育館とあわせて空調設備の設置をお願いしたいです。</p>				<p><b>防災危機管理課</b></p> <p>(3)</p> <p>避難所は、基本的に避難所を使用している方が運営するものと考えており、避難所要員は、避難所の運営とは役割を分けて考えております。</p> <p>避難者や避難所周辺の情報収集、災害対策本部との連絡調整、物品の調達、保健師の要請などの事務的な手続は、市の職員が行うことにより、運営がスムーズになると考えています。</p> <p><b>防災危機管理課、教育政策課、「スポーツのまち」づくり課</b></p> <p>(4)</p> <p>異常気象等により、避難所の空調設備の重要性は非常に高くなっていると考えております。そのため、学校の体育館など空調設備のない施設であれば、学校施設利用計画に基づきまして、特別教室等を活用したり、空調設備が設置されている避難所へ移動するなど柔軟に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、学校体育館への空調設備設置については、令和6年度から施設の規模や構造、立地条件のほか、地球環境や防災面にも配慮しながら、最適な整備要件の調査を進め、令和8年度を目標に全ての小中学校の体育館に整備を進めていく予定です。</p> <p>また、浜道地区体育館は現状、災害時の拠点や避難所として位置付けられておりませんが、空調設備の導入については、快適なスポーツ環境の確保を目的に、小中学校での調査結果等も踏まえ、今後整理をしてまいります。</p>			

開催年度回次	令和5年度第6回	開催月日	3月10日	開催校区	高師校区	開催場所	本郷地区市民館
議 題				市の回答			
<b>3 災害時の危機管理について</b> (5) 小学校体育館に隣接するトイレの整備 小学校体育館の屋外横にある建屋のトイレ(男女)は、水道設備の不備により長期間使用禁止となっています。聞くところによりますと修理の予定はなく、廃止するという事です。体育施設の解放時には多くの利用者がおり、トイレ使用の禁止により苦情が入っておりトイレの確保の要望があります。体育館については指定避難所となっており、能登半島地震の避難所トイレの問題は大きく報道されているとおりであり必要不可欠な設備です。早急にトイレが使用可能な状態になるよう整備(照明を含む)をお願いするとともに、建屋内にある災害時備蓄品格納室や備品庫も併せての建屋本体の新設改修をお願い致します。				<b>「スポーツのまち」づくり課、防災危機管理課</b> (5) 使用中止となっているトイレは学校開放用のクラブハウスに併設された施設となります。高師小学校の学校開放では、体育館の利用団体は体育館内のトイレを、運動場の利用団体は運動場に設置されている屋外トイレを利用されていると伺ってきており、また、現状としてクラブハウスとしての利用実態も無いことから修繕を見送ってきました。今回、改めて状況を伺ったところ、クラブハウストイレの利用を希望される方がいることが分かり、現在、修繕方法等について検討を進めているところです。 避難所に備える備蓄品に関しては、その施設の中で工夫し収納していただいております。 学校は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域の防災活動拠点でもあるため、学校施設の防災機能や、災害時の避難所生活を想定した学校施設の利用計画の検討は防災危機管理課や学校設置者、学校、地域が一体となって進めていくことが必要だと考えております。			

開催年度回次	令和5年度第6回	開催月日	3月10日	開催校区	高師校区	開催場所	本郷地区市民館
議 題				市の回答			
<p><b>4 災害級の大雨浸水対策について</b></p> <p>(1)梅田川の浚渫(しゅんせつ)</p> <p>梅田川の浚渫は、下流域を除いていまだ実施されていないため、市から県への要望などしていただきたいです。全体的な浚渫は予算的に難しいかもしれませんが、浜田川、内張川などの合流地区及び曲線部本川の砂溜まりを浚渫するだけでも梅田川の越流での地区冠水は避けられると思います。</p> <p>(2)排水ポンプ場の新設及び整備</p> <p>畑ヶ田橋下流右岸に高師第2排水機場がありますが、排水能力不足だと思われま。理由としては、排水区域での流量計算上は農地区域のポンプ流量だけしかありませんが、実際は上流市街化区域からの雨水も流入していることが挙げられます。ポンプ場拡張とポンプ増設及び滞水池の浚渫を含む改良、滞水池に流入する幹線排水路と上流域の排水路の改良(開拓排水路の組立水路構造のまま)をお願いします。</p> <p>(3)排水路等の改良・浚渫、樋門・堰・樋管等の整備及び改良</p> <p>梅田川へ流入する全ての幹線排水路の改良及び支線排水路の浚渫を含む改良(開拓排水路の組立水路構造のまま)をしていただきたいです。また、天伯橋上流10m右岸の吐口部樋門、船原第3樋管ほか、梅田川へ接続する全ての樋門、樋管の整備改良をお願いします。</p>				<p><b>河川課</b></p> <p>(1)梅田川の浚渫については、令和4年度に浜田川の合流部右岸側約300m区間と御厨橋下約110m区間と坪口川の合流部上流約250m区間の浚渫を実施していることを愛知県に確認しております。また、今回の議題にあります浜田川、内張川などの合流地区及び曲線部本川の砂溜まりの浚渫についての意見を愛知県に伝えました。</p> <p>(2)(3)</p> <p>高師第2排水機場は、農業用施設であり、田畑が24時間たん水で排水できるような設計となっており、集水区域には、一部市街化区域も含まれていますが、令和5年7月から稼働を開始した農業用排水機場である高師第1排水機場の集水区域と併せて、高師地区の排水機能が強化されました。</p> <p>また、集水区域内の市街化区域からの雨水を円滑に排水するため、その下流に位置している南北に流下する各排水路の改良工事を平成29年度より計画的に進めているとともに、高師第1排水機場への導水路となる排水路についても、改良工事を令和2年度より順次進めているところ です。</p> <p>高師第2排水機場の遊水地の浚渫につきましては、令和5年11月に実施しており、各排水路の浚渫につきましては、要望に基づき、土砂の堆積の状況を確認し、必要に応じて順次対応しております。</p> <p>水路の土砂堆積につきましては、農地からの土砂流出は、梅雨・台風などの降雨期や、耕した直後の降雨時に多く発生します。流れ出た土砂で水路が詰まると、雨水が流れません。そこで、農地所有者ならびに耕作者のみなさまへ「自らの農地は自らが管理する」という原則のもと、営農に不可欠な耕土の流出を抑制するとともに、流出した土砂は農地に戻すなどの土砂流出防止対策にご協力をお願いいたします。</p>			

開催年度回次	令和5年度第6回	開催月日	3月10日	開催校区	高師校区	開催場所	本郷地区市民館
議 題				市の回答			
<p><b>4 災害級の大雨浸水対策について</b></p> <p>(4)がけ崩れ等の対策及び整備、補助制度</p> <p>西高師町の高林寺東側、庄次郎池西側辺りの急傾斜地について、崩壊土砂対策としてQKウォールやガードネットなどの設置などの対策をお願いします。また、民地の防災工事等の公的補助制度はありますか。土砂災害の指定地区であれば公的な工事の可否についても教えていただきたいです。</p>				<p>樋門・樋管については、職員による点検を年2回行うとともに、排水機場に関連する樋門については、業者による点検を5年に1度のペースで行っており、不具合が生じている箇所について修繕を行っています。</p> <p>高師地区の大雨浸水対策は、県管理河川である梅田川の整備が大変重要であり、豊橋市としましても、令和元年5月に策定された梅田川河川整備計画に基づき、早期に整備が推進されるよう、愛知県に引き続き要望を実施してまいります。</p> <p><b>河川課、建築指導課</b></p> <p>(4)</p> <p>西高師町の高林寺東側、庄次郎池西側の急傾斜地は、ともに民有地となっておりますので、所有者による崩壊土砂対策をお願いします。</p> <p>なお、民地の防災工事等の公的補助制度はありません。住宅等の改修・移転につきまして、土砂災害特別警戒区域内であれば対応が可能な場合もありますが、相談地は両箇所とも区域外となっております。</p> <p>また、公的な工事も土砂災害警戒区域内を対象とするものであり、相談地は両箇所とも区域外となっております。</p> <p>従いまして、急傾斜地所有者による崩壊土砂対策及び大雨等土砂災害のおそれがある場合は、早めの避難をお願いします。</p>			